

事業事前評価表（技術協力プロジェクト）

作成日：平成 22 年 3 月 30 日

担当部・課：農村開発部水田地帯グループ水田地帯第一課

1.案件名

国名：ベトナム国

案件名：農産物の生産体制および制度運営能力向上プロジェクト

Strengthening the Capacities for the Field of Management of Vietnam's Crop Production Sector for Improving the Productivity and Quality of Crop's Products in Vietnam

2.協力概要

(1) プロジェクト目標とアウトプットを中心とした概要の記述

本プロジェクトは、植物品種保護制度（以下、PVP（Plant Variety Protection））にかかる協力と安全作物生産方式に関する普及システム改善¹にかかる協力の2つの協力分野から構成され、ベトナム国（以下、「ベ」国）において、①PVP分野においては、PVP制度の審査管理手順の改訂やDUSテスト²方法の確立、意識啓発を支援することにより、PVP制度の審査能力の向上を図ることを目的とし、②安全作物分野においては、パイロット省において、政府機関安全作物担当者の農民に安全作物生産技術を指導する能力の向上、政府機関安全作物担当者および農民の安全作物に関する意識向上を支援することにより、安全作物生産に関する普及活動の効果向上を図ることを目的とする。

(2) 協力期間：2010年6月～2013年12月（42ヶ月）

(3) 協力総額（日本側）：約3億円

(4) 協力相手先機関：

<PVP・安全作物共通>

農業農村開発省農作物生産局（Department of Crop Production, Ministry of Agriculture and Rural Development: DCP, MARD）

<PVP>

農業農村開発省農作物生産局植物品種保護事務所（Plant Variety Protection Office, Department of Crop Production, Ministry of Agriculture and Rural Development: PVPO）、国立農産物肥料試験評価センター（National Center for Plant and Fertilizer Testing: NCPFT）

<安全作物>

パイロット省農業農村開発局（Department of Agriculture and Rural Development: DARD）

(5) 国内協力機関：農林水産省

(6) プロジェクト対象地域：

<PVP>

パイロットサイトとして選定したハノイ北部のVan Lam Station、Tu Liem Station

¹ 本プロジェクトにおける普及システム改善とは、安全作物生産の普及のための組織体制強化、普及員の能力向上、普及手法の改善、普及の技術指導内容の改善等の普及活動全般にかかる体制整備を指す。

² 植物品種登録のための審査として行われている区別性(Distinctness)、均一性(Uniformity)、安定性(Stability)についての試験。

<安全作物>

ハノイ近郊のパイロット省³

(7) 裨益対象者及び規模:

<PVP>

【裨益者】PVPO 職員 2名、NCPFT 職員 6名、Van Lam Station 5名、Tu Liem Station 6名、その他の国内 DUS テスト機関職員、育種に携わる育種関係者、種苗会社、普及員等

<安全作物>

【裨益者】DCP職員、パイロット省の安全作物担当職員（DARD職員、普及センター職員等）、パイロット省内の選定地域の農民グループ、パイロット省の普及員及び農民

3. 協力の必要性・位置付け

(1) 現状及び問題点

「ベ」国において、農業は国の根幹をなす重要産業であるが、人々の生活の向上や人口の増加等にもない、農産物の需要は年々高まっており、作物栽培面積規模も拡大している。

農産物生産の拡大に伴い、農薬や化学肥料等の使用量も増大しており、農産物への残留や微生物による汚染などへの懸念から、農産物の安全性の低さが問題となっている。「ベ」国政府は、農産物の安全性の重要性を認識しているものの、安全性の向上には、生産技術のみならず、加工、流通過程での取り組みが必要となるほか、土壌、水、大気、農作物の検査体制の確立など幅広い対策が求められることから、十分な成果をあげられていない状況である。安全作物生産にかかる「ベ」国政府の取り組みへの支援として、政府機関安全作物担当者の安全作物生産技術にかかる農民への指導能力の向上や、政府機関安全作物担当者および農民の安全作物に関する意識向上を支援することにより、安全作物生産に関する普及活動の改善を通じて、農薬を適正に使用する農民が増える等の効果の向上を図ることの重要性は高い。

一方、「ベ」国は 2006 年に植物の新品種の保護に関する国際条約（International Convention for the Protection of New Varieties of Plants、略称：UPOV 条約）に加盟し、植物品種保護（PVP）制度の運用と推進を行うことを公約している。公約内容には加盟後 10 年以内（2016 年）の全植物（500～600 種類）の登録申請に対応可能な品種登録体制の構築も含まれているが、現状では、予算、人材、資機材等の不足や品種登録システムが十分に機能していないことから、この達成は困難である。植物品種保護（PVP）制度の推進は、新品種の育成及び導入を促進することで、多くの品種が生産、流通し、農家が広く裨益を受けることが期待されることから、「ベ」国における農産物の生産体制および制度運営能力を向上する上で、重要な位置付けにある。

かかる状況の下、我が国は「ベ」国と、2008年12月に日越経済連携協定（日越EPA）に署名し、農林水産分野を含む経済上の互惠的協力を行うことで合意した。同協定に基づき、農産物の生産体制および制度運営能力の向上を図るため、「ベ」国は、安全作

³ パイロット省及び直接裨益者数についてはプロジェクト開始後に選定予定。

物生産の分野において先進事例を有し、アジアで初めてのUPOV加盟国でもあり、PVP制度に関する豊富な技術と経験を有する我が国に、当該分野の技術移転・能力強化、普及に関する技術協力プロジェクトの実施を要請した。

上記背景及び問題点と日越 EPA での合意内容を踏まえ、本プロジェクトでは、PVP分野については、特に UPOV のガイドラインに準拠して「ベ」国内で定められた DUS テスト基準を機能させるために実際に栽培試験を行いながら同基準に沿った技術の取り込みと、「ベ」国の品種構成や自然条件に即した基準の見直し及び品種のデータベース管理が必須であるとの認識から、我が国からの技術移転が可能な品種登録手続きの改善、DUS テスト能力の向上に焦点を当てた協力内容とすることで「ベ」国側と合意した。また、安全作物分野については、特に安全作物の基準・認証・モニタリング等の生産、流通にかかるシステム作りや現場レベルでの生産工程管理に係る技術指導、安全作物に対する消費者、生産者の意識改善等が重要と判断した上で、日本からの協力が可能で比較優位性のある分野でかつ他ドナーとの協力の重複回避を考慮した安全作物生産にかかる普及システムの改善及び関係者の意識啓発に的を絞った協力内容とすることで「ベ」国側と合意した。

(2) 相手国政府国家政策上の位置付け

PVP 分野に関連する「ベ」国政府の政策としては、ベトナム社会経済開発 5 カ年計画 (2006～2010 年) の目標の一つとして、「農業生産の質的变化」が掲げられており、高生産性、高品質の新品種育成および研究に関する取り組みが重視されている。また、生産コストを抑え、かつ、国際競争力のある高生産性、高品質の品種を育成していく方向が示されているほか、「同国農業農村開発省 5 カ年計画 (2006～2010 年)」においても、農業農村開発の重点分野として、新品種の育成促進が挙げられている。

安全作物分野に関しては、2003 年 7 月の「食品衛生安全法」制定を皮切りに、食の安全への取り組みを強化しており、2006 年 4 月には農産物のさらなる生産性の向上と安全性の確保のため、安全作物に関する 2010 年までの国家計画を策定している。これをうけて、2008 年 1 月に野菜、果物、4 月には茶を対象として、VietGAP⁴ (Vietnam Good Agriculture Practices) が発行され、これを踏まえて同年 7 月には「2015 年までに VietGAP 基準を満たす農産物の割合を 100% に高める」ことを目標とする第 107 号首相決定が公布されている。同命令では、目標を達成するために関連省庁、地方政府が必要な予算措置を講じることを求めている。

以上から、本プロジェクトは、これらの「ベ」国の政策に合致するものである。

(3) 我が国援助政策との関連、JICA 国別援助実施方針上の位置付け

我が国は、対「ベ」国国別援助計画 (平成 21 年 7 月) において、(i)経済成長促進・国際競争力強化、(ii)社会・生活面の向上と格差是正、(iii)環境保全、(iv)ガバナンス強化を援助重点分野に設定している。これら重点分野のうち「社会・生活面の向上と格差是正」では、その実現に向けた取り組みの一つとして「地方開発・生計向上」を重

⁴ ベトナム政府が策定した適性農業規範 (GAP: 適切な農場管理についてまとめられた一連の手法)。

⁵ Ministry and Science and Technology 傘下の知的財産権の主管部局であり、PVP オフィスはこの NIPO 傘下にある研修センターで研修を行うことがある。

視することを掲げており、具体的方策として、「検疫体制の強化など農水産物・食品の安全確保、技術の向上、植物品種保護制度の強化及び農民組織化」への支援が位置づけられている。

さらに、我が国は2008年に日越経済連携協定に署名しており、知的財産分野では、PVP制度の強化、関連手続きの簡素化、運用の透明化等、PVP制度の拡充について貢献することが述べられている。

また、本プロジェクトは、JICAの対「ベ」国別援助実施方針において、援助重点分野「社会・生活面での改善」における開発課題「農業・農村開発/地方開発」の下に設定されているプログラムの一つである「農業技術普及・地方インフラ整備等プログラム」に位置付けられる。

(4)他援助機関の関連事業との関係

<PVP>

オーストラリア政府知財課 (IP Australia) は、2008年3月から「ベ」国の National Office of Intellectual Property (NOIP) ⁵へ協力を行っている。PVP分野では、UPOVに準拠したベトナム独自のテストガイドライン (以下 TG) の作成、審査能力向上および DUS テスト技術強化の支援を目的とした研修を実施している。

在ベトナムオランダ大使館にある農業オフィスでは、2007年に PVP 協力に関する MOU が締結され、「ベ」国内の研修、オランダでの研修、農家向けの小冊子の作成、「ベ」国へ花卉類の輸出を促進するための保護対象植物の認定支援を行っている。

本プロジェクトでは、育種関係者、種苗会社、普及員の意識向上を目的とするセミナー、ワークショップの開催等の活動において、オーストラリア、オランダの協力と重複することなく効果的な取り組みが可能となるよう、密接に情報共有を行い、連携していくことを予定している。

また、PVP 分野の協力、意見・情報交換を行う場として日本が主導的に取り組んでいる東アジア PVP フォーラムの関連活動 (セミナー、研修) 等とも連携していくことを予定している。

<安全作物>

アジア開発銀行 (ADB)、カナダ国際開発庁 (CIDA) が、安全作物に関する支援を実施中であるが、各機関の支援内容は以下のように整理される。いずれも本事業にて実施する普及活動の直接支援を含んでおらず、重複しないことを確認している。

ADB: 安全作物に係る法律・組織の整備および安全作物向けインフラ整備 (流通インフラ中心) が活動の中心。(普及員の能力向上も含まれるが普及教材等の中身は MARD の責任で作成) 期間: 2009~2015年 総事業費: 1.1億ドル

CIDA: 安全作物生産のための技術の確立/標準化、検査・認証システムの強化、消費者啓発・マーケティング 期間: 2007~2013年 総事業費: 1,600万ドル

4.協力の枠組み

本プロジェクトは、PVP 分野については、MARD の DCP 及び国立農産物肥料試験評価センター (NCPFT) をカウンターパート機関として、出願された品種に対する書類審査、名称審査、特性審査の現状のレビュー、審査の管理手順の改訂、出願された品種の DUS テストの現状のレビュー、試験機関において、DUS テスト方法の確立、育種に携わる育種関係者、種苗会社、普及員の植物品種保護についての意識向上を支援することにより、新品種の育成及び導入を促進するための植物品種保護 (PVP) 制度に関する審査能力の向上を図る。

安全作物分野については、MARD の DCP 及びパイロット省における農業農村開発局 (DARD) をカウンターパート機関として、パイロット省における安全作物生産に関する普及システムの現状を把握し、課題を特定した上で、参加型手法による普及活動の実施、安全作物生産のための指針の策定を支援すると同時に、安全作物生産にかかる意識啓発活動を行うことにより、安全作物生産に関する普及活動の効果向上を目的とする。

* 具体的な指標・目標値についてはプロジェクト開始後半年以内に現地の状況に適したものを関係者の間で協議の上、設定予定であり、事前段階では想定される指標・目標値を記載するにとどめる。目標値の「XX」はプロジェクト開始後にベースライン調査を実施し、具体的数値を決定する予定。

(1) 協力の目標 (アウトカム)

1) 協力終了時の達成目標 (プロジェクト目標)

<PVP>

目標：新品種の育成及び導入を促進するための植物品種保護 (PVP) 制度に関する審査能力が向上する。

【指標】・DUSテストを実施する対象植物の種類が増加する (審査対応能力が向上する)。

・DUSテスト関係職員のXX%がDUSの特性審査を実施出来る。

<安全作物>

目標：安全作物生産に関する普及活動の改善を通じ、農薬の適正使用が広まる等の普及活動の効果が向上する

【指標】パイロットサイトにおいて農薬使用基準に違反する農民の数が減少する

2) 協力終了後に達成が期待される目標 (上位目標)

<PVP>

目標：植物品種保護 (PVP) 制度の強化により、新品種の登録が促進される。

【指標】コメ、メイズ、落花生以外の種がXX種以上品種登録される。

<安全作物>

目標：安全作物生産の強化とその普及により、ベトナムにおける農産物の安全性が改善される。

【指標】安全作物生産のための指針、ガイドライン等に沿って安全作物を生産する（具体的には主に生産過程を記録する）農民の数が増加する。

(2)活動及びその成果（アウトプット）

<PVP>

〔成果1：出願された品種に対する審査手続きが改善される。〕

活動1-1：書類審査、名称審査、特性審査の現状がレビューされる。

活動1-2：審査手続きの提案を行う（出願品種情報管理TGの改訂・作成を含む）。

【指標1】 XXの情報管理のためのファイリングシステムが確立され、XXの関係機関の間でデータが共有されるようになり、審査手続きが円滑かつ効率的に行われるようになる。

〔成果2：出願された品種のDUSテストの試験機関において、DUSテスト方法が確立される。〕

活動2-1：DUSテストの現状がレビューされる。

活動2-2：TGを改訂・作成する（既存品種の特性調査、標準品種の設定を含む）。

活動2-3：DUSテストの実施を支援する。

活動2-4：DUSテストの短期集中研修を実施する（国内及び海外）。

【指標1】：既存の5-6つのTGが改訂され、2-3つの新しいTGが作成される。

【指標2】：各審査機関において、XX回のDUSテストが実施される。

【指標3】：70～80%以上の研修参加者がDUSテストを理解する。

〔成果3：育種に携わる育種関係者、種苗会社、普及員の植物品種保護についての意識が向上する。〕

活動3-1：育種関係者、種苗会社、普及員向けのセミナーやワークショップを実施する。

活動3-2：育種関係者、種苗会社、普及員向けのパンフレットを作成する。

【指標1】：育種関係者、種苗会社、普及員向けのパンフレットが作成される。

【指標2】：セミナー、ワークショップ実施の結果、80%以上の参加者が植物品種保護を理解する。

<安全作物>

〔成果1 パイロット省において、政府機関安全作物担当者の農民に安全作物生産技術を指導する能力が向上する。〕

活動 1-1 パイロット省を選定する。

- 活動 1-2 パイロット省における安全作物生産に関する普及システムの現状を把握し、課題を特定する。
- 活動 1-3 1-1 および 1-2 の結果に基づき、安全作物生産にかかる参加型の普及活動を実施する。
- 活動 1-4 1-3 で実施した普及活動を評価し、農民の安全作物生産支援のための指針を策定する。

- 【指標】・ 農民への安全作物生産指導に関する知識と技術を修得した政府機関安全作物担当者数が増加する。
- ・ 安全作物生産にかかる普及活動への農民の満足度がプロジェクト開始時に比べ XX%向上する。
- (指標入手手段：パイロットサイトにてアンケートの実施を予定)

[成果 2 政府機関安全作物担当者および農民の安全作物に関する意識が向上する。]

- 活動 2-1 過去に実施された安全作物生産の意識啓発活動をレビューし、グッドプラクティスや教訓を分析する。
- 活動 2-2 安全作物担当者と農民の安全作物に関する意識を高めるためのセミナーやワークショップ等の活動を実施する。
- 活動 2-3 2-2 の意識啓発活動を評価し、安全作物生産に関する意識啓発活動の指針を策定する。

- 【指標】: 安全作物生産に関する正しい知識をもつ政府機関安全作物担当者と農民の数が増加する。(指標入手手段：パイロットサイトにてアンケートの実施を予定)

(3)投入(インプット)

<PVP・安全作物共通>

1) 日本側投入

a. 専門家派遣

- ・ 長期専門家3名 (植物品種保護制度、安全作物生産/普及、業務調整/研修計画)
- ・ 短期専門家 (PVP) : データベース管理 : 1名×1ヶ月
DUS テスト : 2名×3週間×3年間
- ・ 短期専門家 (安全作物) : 生産管理 : 1名×年 3~4ヶ月×3年間
農場運営 : 1名×年 3~4ヶ月×3年間

b. 本邦研修

- ・ PVP システムに係わる行政官の日本の事例視察 3週間程度
- ・ 安全作物生産/普及に係わる行政官の日本の事例視察 3週間程度

c. 供与機材

- DUS 試験のための資機材 (デジタルカメラ、ノギス、パソコンなど)
- 普及活動のための資機材 (デジタルカメラ、パソコン、プロジェクターなど)

d. 施設

DUS テストのための網室、種子貯蔵庫の改修

2) 「ベ」国側投入

- a. カウンターパートスタッフの配置
- b. プロジェクト活動に必要な圃場および施設（プロジェクト活動に必要な日本人専門家執務室を含む）の提供
- c. DUS テスト用植物の種子の調達
- d. 運営予算（光熱費、国内通信費、肥料等）

(4)外部要因（満たされるべき外部条件）

<PVP>

1) 前提条件

- ・ DCP 及び関連機関からプロジェクトの実施にかかる協力が得られる。

2) 成果（アウトプット）達成のための外部条件

- ・ カウンターパートが継続的に勤務する。
- ・ DUS テストに深刻な影響を与える自然災害が起こらない。

3) プロジェクト目標達成のための外部条件

- ・ 本プロジェクトの活動に必要な予算が配分される。

4) 上位目標達成のための外部条件

- ・ 政府の PVP 政策が維持される。

<安全作物>

1) 前提条件

- ・ パイロット省の DARD や関係機関の協力が得られる。

2) 成果（アウトプット）達成のための外部条件

- ・ 本プロジェクトによる支援を受けたパイロット省の政府機関安全作物担当者が継続的に勤務する。

3) プロジェクト目標達成のための外部条件

- ・ 普及活動に必要な予算が配分される。

4) 上位目標達成のための外部条件

- ・ 政府の農業政策が維持される。

5.評価 5 項目による評価結果

以下の視点から評価した結果、協力の実施は適切と判断される。

(1)妥当性

本プロジェクトは、以下の理由から妥当性が高いと判断される。

<PVP>

- 「ベ」国は 2006 年に UPOV に加盟し、PVP 制度の運用を行うことを公約したも

の、現在の保護対象植物数は 64 種類であり、現状の制度では UPOV 加盟後 10 年以内 (2016 年) に全植物 (500~600 種類) へ拡大することは困難が予想される。その理由として、予算・人材・資機材不足や DUS テストの技術が不十分であること、育種関係者への新品種に関する情報公開が不透明であることなどの問題点が明らかとなっている。これらの課題を改善する方策は、行政官や DUS テスト担当職員、育種関係者等の業務遂行上のニーズに直接的に合致し、将来、多くの農家が様々な品種を生産、流通することにつながるため、農家や住民のニーズにも合致している。

- 「ベトナム社会経済開発 5 カ年計画 (2006~2010 年)」の II 部 4 章において、「農業生産の質的变化」が目標の一つとなっており、高生産性、高品質の新品種育成および研究に関する取り組みを重視している。同計画において、近年、科学技術の進歩により、生産性と品質が向上しているものの、国内で育種された品種は、非常に少ないと報告されており、生産コストを抑え、かつ、国際競争力に優れた高生産性、高品質の品種を育成していく方向が示されている。PVP 制度を効果的に実施することで、新品種開発を後押しするものであることから、整合性は高い。
- 「ベトナム PVP 法的文書」(2008 年 1 月) では、公益のための農産物の生産性と質の向上のための育種と新品種の開発を推進するため、PVP 制度の運用を行うことを公約している。
- 日越経済連携協定の知的財産分野では、PVP 制度の強化、関連手続きの簡素化、運用の透明化等、PVP 制度の拡充について貢献することが含まれている。

<安全作物>

- 「ベ」国は、「2015 年までに VietGAP 基準を満たす農産物の割合を 100%に高める」ことを目標としており、安全作物生産推進は農業分野の重要課題の一つとされている。「ベ」国政府及び他の援助機関により、既に多くの安全作物生産を目的とするプロジェクトが実施されているが、その多くはモデル事業という範囲の実施に留まっており、成果を面に広げる試みはほとんどなされていない。普及および意識啓発に焦点をあて、生産技術やグッドプラクティスなどにより多くの関係者への浸透を図る本プロジェクトのアプローチは妥当性が高い。
- 90%以上の農民が基準値以上の農薬を使用しているとの調査結果があるなど、農民レベルでの安全作物生産の技術レベルはまだまだ低い。農薬の適正使用や記帳など、安全作物生産の基本的な生産技術の向上に焦点を当てた本プロジェクトの妥当性は高い。

<PVP・安全作物共通>

- 本プロジェクトは上記の先方ニーズや優先課題と合致するものであり、また、当該分野における支援は我が国の対「ベ」国別援助計画 (平成 21 年 7 月) の重点分野及び JICA の対「ベ」国別援助実施方針にも合致している。

(2)有効性

本プロジェクトは以下の理由から有効性が高いと見込まれる。

<PVP>

- 本プロジェクトの成果は以下の3つの成果を段階的に達成することにより、プロジェクト目標が達成される構造となっている。
 - ① 出願された品種に対する書類審査、名称審査、特性審査の現状がレビューされ、審査手続きが改善される。
 - ② 出願された品種の DUS テストの現状がレビューされ、試験機関において、DUS テスト方法が確立される。
 - ③ 育種に携わる育種関係者、種苗会社、普及員の植物品種保護についての意識が向上する。
- ①、②については選定したパイロットサイトを中心として集中的に取り組み、③については幅広い地域においてセミナー、ワークショップの開催等を通じた意識啓発活動の実施が予定されている。これら3つの成果の達成のための活動は PVP 制度に関する審査能力向上というプロジェクト目標の達成に結びつくように計画されているため、有効性は高いと見込まれる。また、日本人専門家の知識・技術を集約することで、成果の発現は期待でき、プロジェクト目標の達成は可能であると見込まれる。

<安全作物>

- 本プロジェクトでは、安全作物普及にかかる関係部門との連携を図ることが不可欠であるとの過去の類似案件から得られた教訓を踏まえ、プロジェクトの実施体制には、安全作物普及にかかる関係部門がお互いに連携、調整し、活動が円滑に行われるような実施体制の構築が予定されており、また、パイロット省の選定に際しては成果達成に必要な条件を検討し、その条件を満たす対象地域と農民グループを慎重に選定することが計画されているという点において、農薬の適正使用が広まる等の普及活動の効果が向上するというプロジェクト目標の達成につながり、有効性は高いと見込まれる。

(3)効率性

本プロジェクトは、以下の理由から効率的な実施が見込める。

<PVP>

- 本プロジェクトは DUS テストと審査の実践と研修・セミナー/ワークショップを組み合わせ、PVP 行政官や DUS テスト担当者、育種関係者等の技能や知識向上を図るものである。学びと実践の両者からなる活動のあり方は能力向上に理想的なものであり、投入から活動の実施を経て成果が実現する可能性は高いと見込まれる。
- 我が国はアジアで初めての UPOV 加盟国であり、PVP 制度に関する豊富な技術と経験を有していることから、当該分野に係る支援において比較優位がある。
- PVP 制度は「ベ」国において、比較的新しい分野であり、これまで他ドナー及び

東アジア PVP フォーラムが「ベ」国側からの要請に基づき、個別に対応してきた研修活動が、本プロジェクト実施により、より計画的で調整のとれた形で対応することが可能となる。また、他ドナー及び東アジア PVP フォーラムがこれまでに培った豊富な知識と経験に加えて、開発された教材を活用することも可能であり、相乗効果が期待できる。

<安全作物>

- 「ベ」国側カウンターパートは、DCP で安全作物推進に主導的に関わってきた人物であり、案件形成にも積極的に関与している。「ベ」国側は同人をプロジェクト期間中、カウンターパートとして配置することを約束しており、円滑な事業実施が見込まれる。

(4) インパクト

本プロジェクトのインパクトは、以下の理由から達成されると予測できる。

<PVP>

- 本プロジェクトで達成される PVP 制度に関する審査能力向上は、プロジェクト対象植物以外の植物への応用が可能であり、上位目標が達成される見込みが高い。
- PVP 制度に関する審査能力の向上により、出願者へ具体的メリットが認識されることで出願数の増加が予想され、PVPO 及び NCPFT の組織能力の向上が期待できる。また、PVP 制度に関する審査能力の向上により、諸外国からの出願が増加し、多様な植物種及び品種を輸入できることが期待できる。

<安全作物>

- プロジェクト目標の達成により、政府関連機関安全作物担当者と農民の安全作物に関する意識と生産技術が向上することにより、生産過程を記録し、農薬の適正使用が浸透すれば、上位目標である農生産の質的改善が進展する見込みは高い。
- 本プロジェクトにより、生産過程の記録、農薬の適正使用が進めば、「ベ」国政府が進める VietGAP 基準を満たす農作物の増加の強い推進力となりうる。本プロジェクトで作成する普及活動および意識啓発活動の指針は、VietGAP 推進政策に肯定的なインパクトを持ちうる。

(5) 自立発展性

本プロジェクトの自立発展性の見込みは、以下のようにより予測できる。

<PVP>

- ベトナム社会経済開発 5 カ年計画 (2006~2010 年) は計画推進の政策が変更される可能性は低い。また、次期 5 カ年計画においても基本方針は踏襲される見込みであり、政策の持続性が見込まれることから、PVP に関する事業費や人員配置が継続的に確保される見込みは高い。
- PVP 制度に関する審査能力については、PVPO、NCPFT、傘下のステーションの多

機関が関与しているが、プロジェクト実施期間中はプロジェクトマネジメントユニット（PMU）の設置が予定されており、その経験を踏まえてプロジェクト終了後も協同体制が確保されることが期待できる。

<安全作物>

- 「ベ」国は、2015年までに安全作物生産手順の遵守を目的とした VietGAP 基準を満たした農作物を 100%とすることを目標としており、積極的な推進策を講じている。本プロジェクトの実施は、VietGAP 取得農地増加を下支えするものとして、「ベ」国側も重視しており、本プロジェクトの終了後も VietGAP 取得農地拡大にむけた政策的な後押しが見込まれる。
- 本プロジェクトは、安全作物の普及活動方針の決定権限をもつ DCP をカウンターパートとして実施するため、プロジェクトの成果は DCP を通じて全省に伝達されることが期待される。また、プロジェクトに必要な事業費や人員配置も継続的に確保される見込みは高い。

6. 貧困・ジェンダー・環境等への配慮

貧困・ジェンダー・環境等に対する負の影響は予想されない。

7. 過去の類似案件からの教訓の活用

<PVP>

類似案件の有無： 無

過去に PVP 関連のプロジェクトを実施した例はないが、JICA 集団研修としては、「植物育成者権保護」コース（2000～2004年）、「植物品種保護」コース（2005～2009年）において、PVP 制度の概要、審査方法及び登録審査手続きなどの研修が行われ、2010年度もこれらの更新案件として類似の集団研修の実施が予定されている。

上記研修の実施から得られた教訓としては、集団研修という形式を取ることで、各国関係者が当該分野において直面している課題や取り組みの状況についてお互いに情報の共有、活用を図ることが可能となる点において特に効果的であると示されている。これらの知見や成果を本プロジェクトのカウンターパートが共有することは大変有意義であることから、本プロジェクトカウンターパートのこれら集団研修への参加や研修レポート等の情報共有を図っていくこととする。

<安全作物>

類似案件の有無： 有

タイ「北部タイ省農薬適正技術計画」（2003～2006年）では、農薬・肥料の安全かつ適正な使用方法が検証され、安全かつ適切な使用にかかる情報が普及されるよう協力が行われたが、最終裨益者にその成果が到達することが困難とされる協力内容であったことから、プロジェクトにおいては農業普及局と地方政府との連携を行って初めて、成果が農民へ直接裨益するところまで達成できたと評価されており、類似プロジ

エクトにおいても成果を到達させるべき最終裨益者への普及までを見据えた注意深い計画が期待されるとの教訓が示されている。また、類似分野の青年海外協力隊員が対象地域周辺に配属されていたことが、プロジェクトの周りの現状やニーズを把握することに役立ったことも特記されている。

8.今後の評価計画

2010年8月	ベースライン調査
2012年2月	中間レビュー
2013年6月	終了時評価
2016年	事後評価（予定）